

とみおか

2019.12月 お知らせ版



学法富岡幼稚園餅つき(2009年12月11日撮影)

福島県借上げ住宅の供与及び使用終了手続きについて

現在の借上げ住宅制度は、来年3月で終了します。借上げ住宅としての使用を終了する際は「仮設住宅等使用終了届」の提出が必要です。

ご不明な点は担当までお問い合わせください。

【問い合わせ・提出先】

郡山支所	住宅支援係	☎024-983-9021
いわき支所	住宅支援係	☎0246-88-1987
住民課	生活支援係	☎0240-22-2111

福島県家賃等支援事業について

福島県は、民間賃貸住宅等(公営住宅も含む)に居住することを余儀なくされている世帯を対象とした家賃等の助成支援事業を実施しています。

令和2年3月で応急仮設住宅の供与が終了することに伴い、家賃等支援事業の助成も令和2年3月分をもって終了となります。

なお、令和元年度助成金(令和2年3月分まで)の申請受付期限が、令和2年3月31日から令和2年9月30日までとなりましたので、あわせてお知らせします。

【助成対象世帯】

- ①東京電力から平成30年3月分までの家賃賠償を受け、継続して賃貸住宅等(公営住宅も含む)に居住している世帯
- ②平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に応急仮設住宅等の退去を決定して、令和元年6月30日までに賃貸住宅等(公営住宅も含む)へ移転した世帯
※平成31年4月以降に応急仮設住宅等の退去が決定した方は対象となりません。

【助成金の額】

令和元年度は上限額が次の通り設定されます。

- ①賃貸住宅等1戸につき、入居者4人までが月6万円、5人以上は月9万円

※平成31年3月分助成額がこれを下回る場合は、その助成月額まで

- ②応急仮設住宅に係る超過分の家賃負担額は、支援対象外

※申請書の書き方や提出書類等でご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

【福島県家賃等支援事業に関する問い合わせ先】

福島県家賃等支援事務センター ☎0120-900-775

台風19号等被災者に対する町税等の減免措置

台風第19号及び10月25日の豪雨で大きな被害を受けられた方を対象に、申請による町税等の減免措置を行います。適用は、平成31年度(令和元年度)の住民税、国民健康保険税、介護保険料のうち、災害を受けた日以降に納期が到来する税額となります。

【対象の町税等】

①住民税

・対象者

所有する住宅または、家財の損害金額(保険金等により補てんされる金額から差引きます)が、その住宅及び家財の価格の10分の3以上である方のうち、平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下の方(10分の3以上の損害の程度は、床上浸水以上)

・減免割合

損害の程度及び合計所得金額に応じ、8分の1～全額

・対象課税額

普通徴収の方は3期及び4期分の課税額。特別徴収の方は10月以降の課税額

・必要な書類

減免申請書、り災証明書(写し可)、被災した住宅・家財等の損失額の計算書、保険金等による補てん金額が分かるもの等

②国民健康保険税及び介護保険料

・対象者

居住する住宅の損害が床上浸水、半壊以上の方

・減免割合

「床上浸水」、「半壊」、「大規模半壊」は2分の1、「全壊」は全額

・対象課税額

4期、5期、6期分の課税額

・必要な書類

減免申請書、り災証明書(写し可)

〇住民税及び国民健康保険税に関すること 税務課
 〇介護保険料に関すること 福祉課
 ☎0240-22-2111

住所や連絡先の変更届、町内居住届出のご提出はお済みですか？

◇住所や電話番号が変わったら…

転居等により、町へ届いている住所や電話番号が変わった場合は下記までご連絡ください。

【連絡先】 住民課 住民係または、いわき支所、郡山支所

◇富岡町内に帰還や居住をしたら…

帰還や就労のため町内に居住される場合は、「町内居住届出」をご提出ください。

【提出先】 住民課 住民係

なお、転居された場合は、郵便局への転居届(有効期間1年間)も忘れずにお出しください。提出が無いと、郵便物の配達が遅れる場合があります。

〇住民課 住民係
 ☎0240-22-2111

支援が必要なお子さまの就学説明会を開催

支援が必要なお子さまの就学に向け、双葉地方地域自立支援協議会こども部会による就学説明会を開催します。

説明会後には個別相談の時間を設けますので、お気軽にお申し込みください。

【開催日時】 令和2年2月20日(木) 13:30～15:30

【開催場所】 県立富岡支援学校 本校舎(いわき市平馬目字馬目崎61)

【対象者】 令和3年度以降に就学を迎える双葉郡に住民票のあるお子さまの保護者

【内容】 いわき市教育支援室、郡内教育委員会及び富岡支援学校が、以下の内容について説明します。また、説明会後個別相談の時間が設けられます。保健師や郡内教育委員会に就学に関する不安や悩み、普段の心配事などお気軽にご相談ください。

①特別支援学級、通級、特別支援学校等について

②双葉郡内での就学手続きについて

③いわき市の就学の流れについて

④富岡支援学校について

【申込期限】 令和2年1月31日(金)

【問い合わせ及び申込先】

・健康づくり課健康づくり係 ☎0240-22-2111
 ・いわき支所健康管理係 ☎0246-88-1987

NEXCO東日本からのお知らせ

お引越などにより、ふるさと帰還通行カードお申し込み時にご記入いただいた内容(お名前や現住所など)に変更があった場合は、NEXCO東日本にも届け出が必要となります。

届け出がないとNEXCO東日本からの通知や大切なお知らせなどが届かなくなりますので、お手数でも「NEXCO東日本お客さまセンター」へご連絡ください。

〇NEXCO東日本お客さまセンター
 ナビダイヤル 0570-024-024 または
 ☎03-5338-7524(365日、24時間対応)

富岡町プレミアム付商品券の販売・使用期限が迫りました

ご好評いただいております「富岡町プレミアム付商品券」の販売ならびにご使用期限が迫ってまいりました。ぜひご購入いただき、お得なお買い物にご利用ください。

また、すでに商品券をご購入され、まだご使用されていない方は、使用期限までにお使いください。

なお、期限後の商品券は使用できず、ご返金もできません。

【商品券販売場所】 富岡町商工会(富岡町中央2丁目111)

【販売日】 月曜～金曜日 10:00～16:00

【販売・使用期限】 令和2年1月31日(金)

【販売対象者】 富岡町民のほか、住民票の無い町内居住者と、令和元年5月15日時点で町内の事業所に勤務されている方も購入できます。

〇富岡町商工会
 ☎0240-22-3307

特定用途建築物基本計画と説明会についてのお知らせ

特定用途建築物(ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、寄宿舍、共同住宅、その他規則で定める建築物)の基本計画書が提出されましたので、次のとおり説明会を行います。

① (仮称)鹿島道路浜通り出張所 建築工事

所 在	富岡町本町1丁目64、65、67
用 途	社員寮兼事務所(業種：建設業)
規 模	地上2階 高さ6.72m 延べ床面積602.52㎡(内、社員寮412.22㎡)
工事期間	令和2年2月～令和2年5月 完成予定
建 築 主	仙台市二日町2番地15号(二日町鹿島ビル) 鹿島道路(株)東北支店 専務執行役員支店長 田 祐久

説明会

【日 時】 令和2年1月8日(水)13:00～15:00

【場 所】 富岡町文化交流センター「学びの森」2階第1研修室

【問合わせ】 設計担当(建築主代理人)日成ビルド工業(株)郡山支店

☎024-947-5780 担当：渡邊有理 ※土日祝日定休

② D-roomⅡ新築工事

所 在	富岡町大字仏浜字西原127番地
用 途	共同住宅(業種：サービス業不動産賃貸)
規 模	地上3階 18住戸 高さ9.813m 延べ床面積558.08㎡
工事期間	令和2年2月～令和2年6月完成予定
建 築 主	岩手県盛岡市若園前11-10 大内 豊

説明会

【日 時】 12月27日(金)9:00～10:00

【場 所】 富岡町文化交流センター「学びの森」2階第1研修室

【問合わせ】 営業担当(建築主代理人) 大和ハウス工業(株)福島支社

☎0246-22-4452 担当：遠藤 ※水日祝日定休

◇特定用途建築物に関する条例は、下記URLからご覧ください。

【富岡町特定用途建築物の建築に係る手続条例施行規則】

http://public.joureikun.jp/tomioka_town/reiki/act/frame/frame110001292.htm

岡都市整備課

☎0240-22-2111

広報1月号 発行日のお知らせ

広報とみおかは、毎月第1金曜日に「通常版」、第3金曜日に「お知らせ版」を発行しておりますが、令和2年1月号は合併号として1月17日の発行となります。皆さまのご理解をよろしく申し上げます。



岡企画課 広聴広報係

☎0240-22-2111

双葉地方水道企業団からのお知らせ

～台風19号及び10.25豪雨による水道水の濁りと、その後の対応について～

10月12日の台風19号及び10月25日の記録的豪雨により、広野町・富岡町の一部、檜葉町・大熊町全域の水道水に濁りが発生し、皆さまに大変なご心配とご不便をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。このたびの状況につきまして、以下のとおりご説明させていただきます。

1. 濁りの原因について

今回の水道水の濁りは、豪雨により檜葉町の水源(伏流水・浅井戸)に濁りが流入したことに加え、木戸川(檜葉町)も濁りが生じたことで小山浄水場(檜葉町)の水処理に不具合が生じ、濁りを完全に除去できなかったことが原因でした。

そのため、生活用水確保のために給水は継続し、飲用について摂取制限を実施しました。

2. 水道水中における放射性物質の検査について

水道水中における放射性物質の検査は、北林配水池(檜葉町)における1日1回の検査に加え、小山浄水場においては24時間連続(1時間に1回)で検査を行っており、全て検出限界値(1Bq/kg)未満となっています。なお、検査結果は企業団ホームページで公表しております。

3. 水道料金について

水道水に濁りが発生した期間に水道水をご使用されていた広野町・富岡町の一部、檜葉町・大熊町の全域のお客様につきましては、12月分の水道料金の基本料金を0.5月分減額させていただきます。

対象となりますお客様には、「使用水量のお知らせ」の通信欄でお知らせいたしますので、お客様からお申し出いただく必要はございません。また、累計使用水量が10㎡未満の富岡町の一部及び大熊町の全域のお客様につきましては、従来行っている基本料金の減免が優先となります。

4. 最後に

小山浄水場の水処理に不具合を生じさせた「ろ過砂」の入れ替え作業が11月中旬までに完了し、水処理工程に不備のないようこれまで以上に留意しております。

安全で安心な水道水の給水に、職員一同、全力で取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

水道水の濁度(濁り)の測定値について

災害の内容	測定場所 (いずれも檜葉町)	水質基準に定める 濁りを超過した日	濁度の測定値 (水質基準2.0度)
台風19号	北林配水池	10月14日	2.06度
	小山浄水場	10月15日	3.77度
10.25豪雨	北林配水池	(濁りは発生しませんでした)	
	小山浄水場	10月27日	3.90度

小山浄水場 濁度の測定値：0.1度(10月30日採水)

岡双葉地方水道企業団

☎0240-25-5315



消防署からのお知らせ



今年も残り僅かとなりました。火災や体調管理に気を付けて、今年1年を締めくくりましょう。

暖房器具等を使用する際の注意点を紹介します。

ストーブ



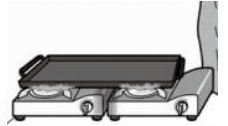
- 1 周りにスプレー缶や燃えやすいものは置かない
- 2 外出の際や寝るときは火を消す
- 3 給油する時は必ず火を消す
- 4 給油する燃料を間違えない
- 5 異常を感じたら使用を中止する



カセットコンロ



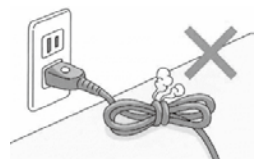
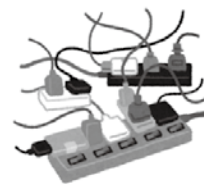
- 1 2つ以上つなげて使用しない
- 2 その場を離れる時は火を消す
- 3 ガスボンベが正しく装着されてるか確認する
- 4 異常を感じたら使用を中止する
- 5 大きすぎる鍋は使用しない



電気製品



- 1 たこ足配線はしない
- 2 コードを束ねて使用しない
- 3 コンセント部分は清掃をする
- 4 過充電を避ける
- 5 長時間の使用は控える



インフルエンザ予防に努めましょう!

インフルエンザは予防接種も大切ですが、家族やみんなですべて予防することが大切です。

日頃から十分な栄養と睡眠をとって体調管理をし、室内では加湿するなど湿度を管理して新年を迎えましょう。



3つの予防習慣を続けましょう



☑️手洗い



☑️うがい



☑️マスク

火事と救急は119番

浪江消防署 0240-34-4111
富岡消防署 0240-22-2119



発行／富岡町
編集／富岡町役場企画課広聴広報係

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本町字玉塚622-1
TEL:0240-22-2111 FAX:0240-22-0899

富岡町公式ホームページ <http://www.tomioka-town.jp/>
富岡町公式フェイスブック <http://www.facebook.com/town.tomioka.fukushima>
どっぴー公式フェイスブック <http://www.facebook.com/tomippi/>

Eメールは富岡町公式ホームページの「Eメールはこちら」をクリックし、各課までにお送りください。



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。